

離婚届

令和 年 月 日届出 (あて先)

消せるボールペンで書かないでください。

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号						
送付 令和 年 月 日	長印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

住所を定めた年月日 (記入の必要はありません。)

S H R 夫

S H R 妻

届書中字加入字消除

署名

署名

(1) 氏名	夫氏 名	妻氏 名
生年月日	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日
住所 (住民登録をしているところ)	番地 番 号 (方書き…アパートやマンション等の建物の名称)	番地 番 号 (方書き)
本籍	番地 番	番地 番
(2) 筆頭者の氏名	筆頭者の氏名	
父母及び養父母の氏名	夫の父	続き柄 男
父母との続き柄	母	母
(3) 養父	続き柄	養父
(4) 養母	養子	養母
離婚の種別	<input type="checkbox"/> 協議離婚 令和 年 月 日成立	<input type="checkbox"/> 和解 令和 年 月 日成立
	<input type="checkbox"/> 調停 令和 年 月 日成立	<input type="checkbox"/> 請求の認諾 令和 年 月 日認諾
	<input type="checkbox"/> 審判 令和 年 月 日確定	<input type="checkbox"/> 判決 令和 年 月 日確定
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる	<input type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子
同居の期間	昭和・令和 年 月 から 昭和・令和 年 月 まで (同居を始めたとき)	平成 (別居したとき)
別居する前の住所	<input type="checkbox"/> ()の住所と同じ 番地 番 号 (方書き…建物の名称)	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年 令和7年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他	<input type="checkbox"/> 新・復する戸籍確認済 <input type="checkbox"/> 新本籍は街区符号である	
届出人署名 (※押印は任意)	夫 印	妻 印
連絡先	電話 () - ()	() 自宅・携帯・勤務先・その他 ()

記入の注意

【お願い】戸籍届出の際に窓口にお越しの方の本人確認を行いますので、運転免許証やパスポートなど本人が確認できるものをお持ちください。

- ◎鉛筆や消えやすい(消える)インクで書かないでください。◎文字は、略さず正確に書いてください。
- ◎この届書を本籍地でない市区町村役場に提出するときは、「戸籍謄本」または「戸籍全部事項証明書」が必要ですから、あらかじめ用意してください。ただし、本籍が福岡市の方が、福岡市の区役所・出張所に提出する場合には必要ありません。
- ◎届書は福岡市の区役所・出張所に提出する場合は1通で結構です。
- ◎そのほかに必要なもの
 - ・調停離婚のとき→調停証書の謄本
 - ・審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
 - ・和解離婚のとき→和解調書の謄本
 - ・判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書
 - ・認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
- ◎外国人の方の届出については、必要書類等を提出される市区町村役場にあらかじめお尋ねください。
- ◎協議離婚の場合、成年者2名の証人が必要です。父母、その他の親族の方でも結構です。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	印	印
生年月日	明治 昭和 大正 平成 年 月 日	明治 昭和 大正 平成 年 月 日
住所	番地 番 号 (方書き…アパートやマンション等の建物の名称)	番地 番 号 (方書き)
本籍	番地 番	番地 番

署名は必ず本人が自署してください。

- ◎□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
- ◎実父母の氏名を書いてください。◎養子縁組をしている場合は、養父母の氏名を書いてください。

◎今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。(この場合には、この離婚届書と同時に戸籍法77条の2の届書を提出する必要があります。)

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

面会交流について取決めをしている。
まだ決めていない。

面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

養育費の分担について取決めをしている。
 取決め方法：(□公正証書 □それ以外)
まだ決めていない。

養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等)による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市町村の窓口において配布している「子どもの養育にかんする合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html) にも掲載されています。

◎同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早い方を書いてください。

※本人確認欄 (記入の必要はありません) 同日異動届出有り 夫 妻

夫	不受理 有・無 検 担当	氏	妻	不受理 有・無 検 担当	氏	使者氏名:
(No)	()	要	(No)	()	要	住所: _____
免・パ・個・住(写真)・在	/	/	免・パ・個・住(写真)・在	/	/	
保険証・年金・口頭			保険証・年金・口頭			
他()	不要	他()	他()	不要	他()	

◎届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

◎署名は婚姻中の氏名で必ず本人が自署してください。

◎平日の昼間(役場の執務時間中)に連絡の取れる電話番号をお書きください。

住民異動届について

- ◎住所が変わる方は、別に住民異動届(転入届・転居届・世帯変更届など)の手続きが必要となります。
- ◎市外からの転入の場合は、旧住所地の市区町村役場から「転出証明書」を取り寄せて新住所地の区役所・出張所で転入届をしてください。
- ◎福岡市内間の異動は、新住所地の区役所・出張所だけで届出ができます。(転出証明書は必要ありません。)

面会交流・養育費の分担の取決めについての情報は、下記URLへ。



法務省のホームページ



インターネット環境をお持ちでない方は、市民課窓口でリーフレットをお配りしています。